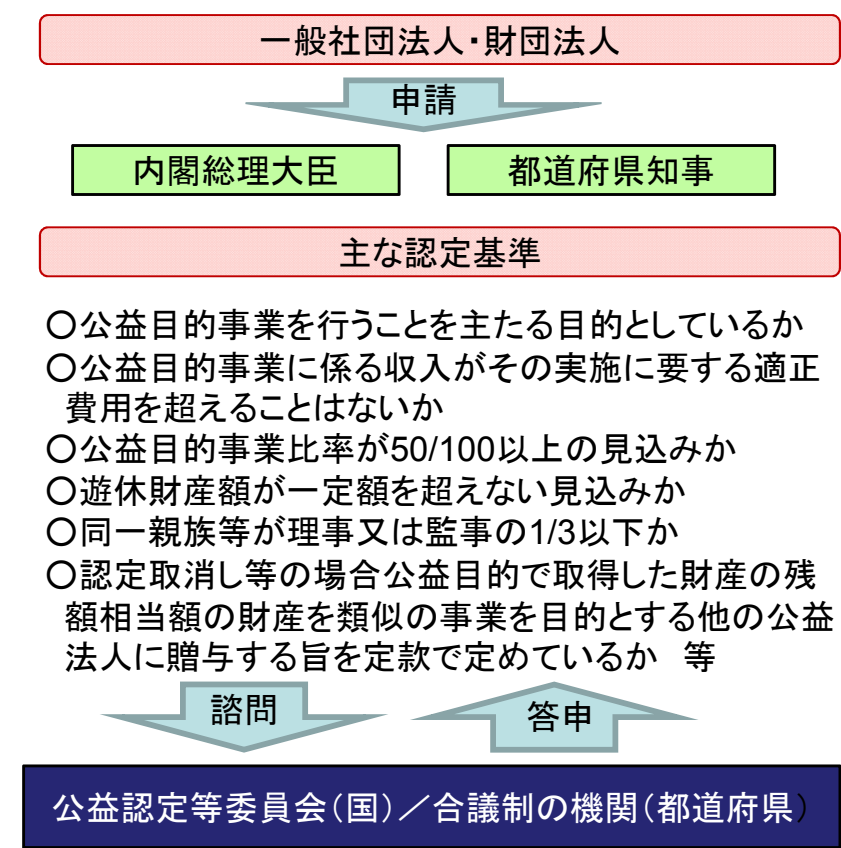


参考資料

公益法人制度の概要

○民間非営利部門の活動の健全な発展を促し、社会の多様なニーズに応えるため、平成20年に一般財団・社団法人制度と共に、そのうち公益目的事業を主たる目的とする者を公益財団・社団法人に認定する制度が創設。

一般社団・財団法人と公益社団・財団法人の関係



認定後の遵守事項

- 公益目的事業比率は50/100以上
- 遊休財産額が一定額を超えないこと
- 寄付金等の一定の財産を公益目的事業に使用・処分
- 理事等の報酬等の支給基準を公表
- 財産目録等を備置き・閲覧、行政庁へ提出 等

主な認定効果

- ✓「公益社団法人」「公益財団法人」という名称を独占的に使用可
- ✓公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する税制優遇措置

一般社団・財団法人と公益社団・財団法人の活動状況

		公益法人数		一般法人数
			税額控除法人数	
内閣府	社 団	796	122	827
	財 団	1,616	307	901
都道府県	社 団	3,356	109	4,707
	財 団	3,696	425	3,050
合 計		9,464	963	9,485

※平成28年9月30日時点

(出典)国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト等を基に国土交通省都市局作成

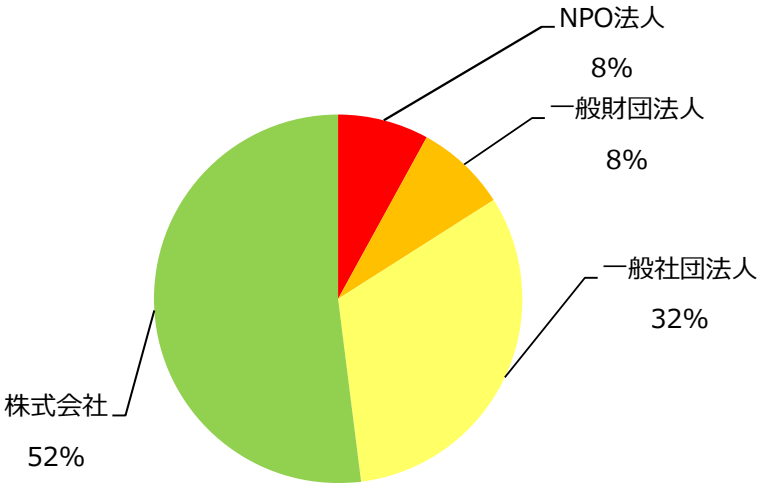
○組織形態別の都市再生推進法人数（平成28年12月27日現在）

組織形態		総数	
社団法人	公益社団法人	0	8
	一般社団法人	8	
財団法人	公益財団法人	0	2
	一般財団法人	2	
特定非営利 活動法人	認定N P O 法人	0	2
	N P O 法人	2	
株式会社		13	
持分会社		0	
任意団体		0	
その他		0	
合計		25	

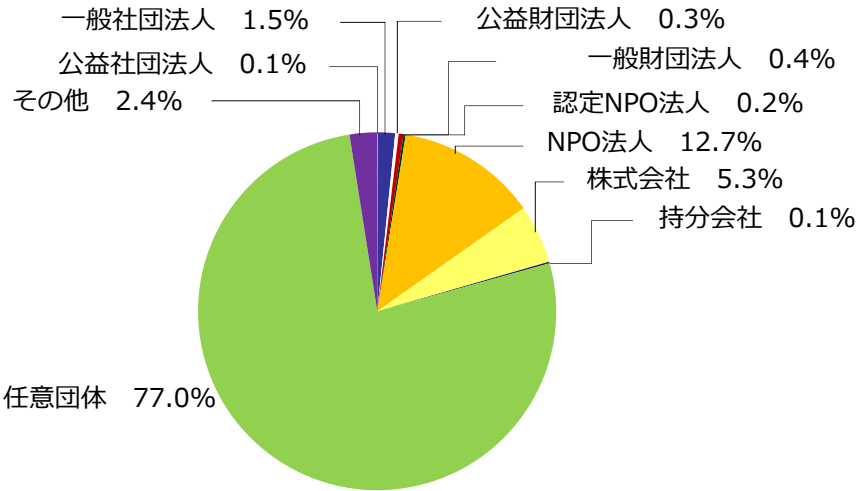
○組織形態別のまちづくり団体数

組織形態		総数		市町村からの 出資が3%以上 の団体の割合
社団法人	公益社団法人	3	66	
	一般社団法人	63		
財団法人	公益財団法人	13	31	
	一般財団法人	18		
特定非営利 活動法人	認定NPO法人	8	527	
	NPO法人	519		
株式会社		218		71%
持分会社		5		40%
任意団体		3,157		
その他		95		
合計		4,099		

○都市再生推進法人の組織形態



○まちづくり団体の組織形態



※国土交通省都市局調べ（平成28年3月） 全国1,741市町村に対して、まちづくり団体に関するアンケート調査を行い1,691市町村から回答を得た。（回答率：97%）
※まちづくり団体：まちづくりを主な目的として活動している団体（まちづくり会社、社団・財団法人、特定非営利活動法人、任意のまちづくり団体等）。ただし、土地開発公社や商店街振興組合、商工会議所等のまちづくりを主目的としない団体は対象外。

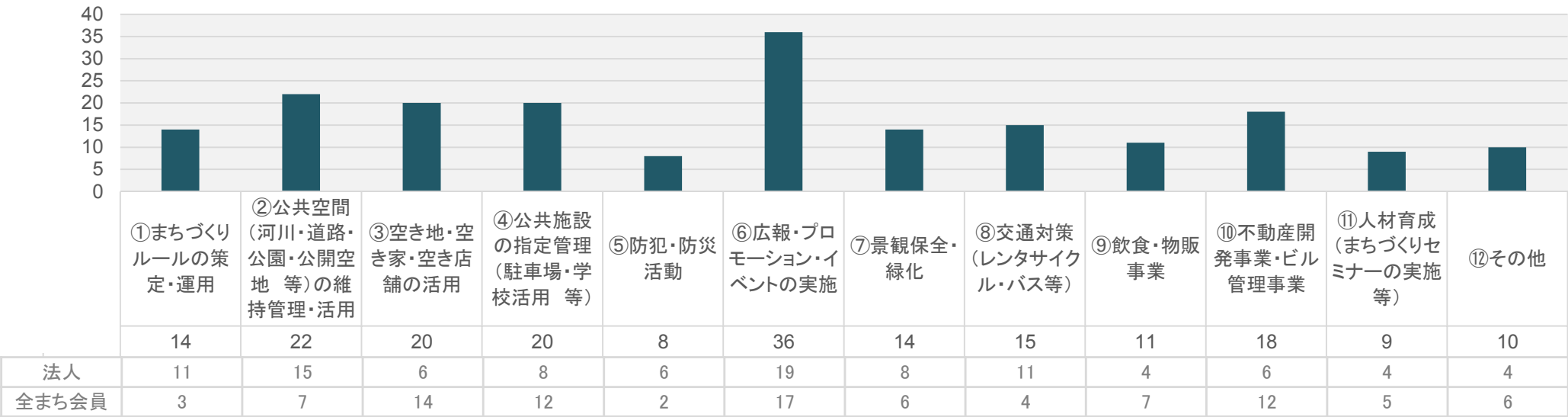
【アンケートの概要】

- ＜調査期間＞平成29年1月17日～2月3日
- ＜調査対象＞都市再生推進法人（25法人）及び全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員（48団体）
- ＜回収状況＞都市再生推進法人25/25 全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員30/48（回収率75%）
（重複している団体については、都市再生推進法人でカウント（6団体））
- ＜調査内容＞まちづくり団体における事業実施、財政確保、人材確保面の課題及び国に対する支援要望等

【アンケート結果の概要】

1. 事業として実施しているまちづくり活動

※ 選択肢のうち7つまで選択可
回答のあった団体数 55 回答選択肢数 197



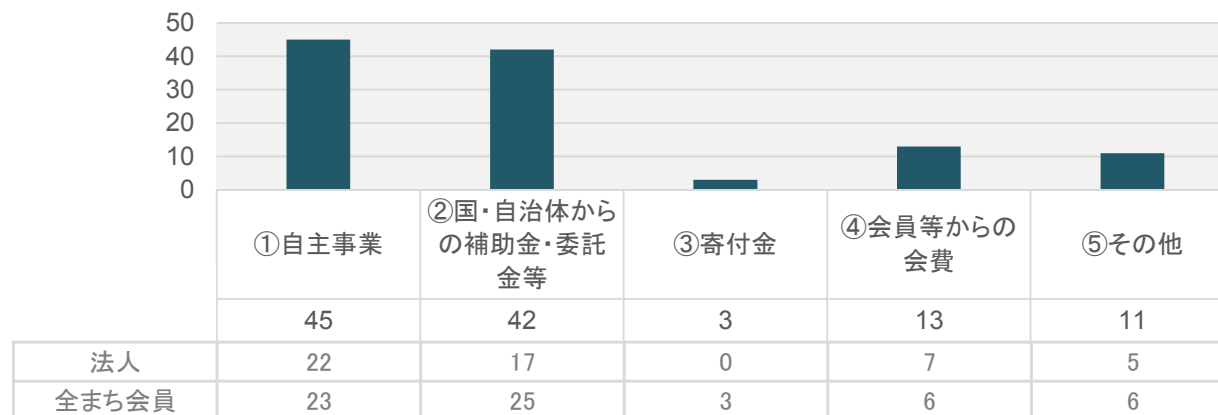
- （その他の選択肢）
- ・ 共通駐車券発行事業
 - ・ 中心市街地活性化協議会事務局の運営
 - ・ 商業施設の管理運営事業、駐車場管理運営事業
 - ・ 地域観光の振興に寄与する観光事業について、民間的手法を活用した事業
 - ・ 売電事業
 - ・ エネルギーマネジメント事業 等

広報・プロモーション・イベントを実施している団体が多く、地域に根差したまちづくり会社として魅力・情報発信を主に担っていることがうかがえる。公共空間や空き家の活用も事業としている団体も多い。

都市再生推進法人等会議 事前アンケート結果概要②

2. 主たる財源

※ 選択肢のうち3つまで選択可
回答のあった団体数 55 回答選択肢数 114

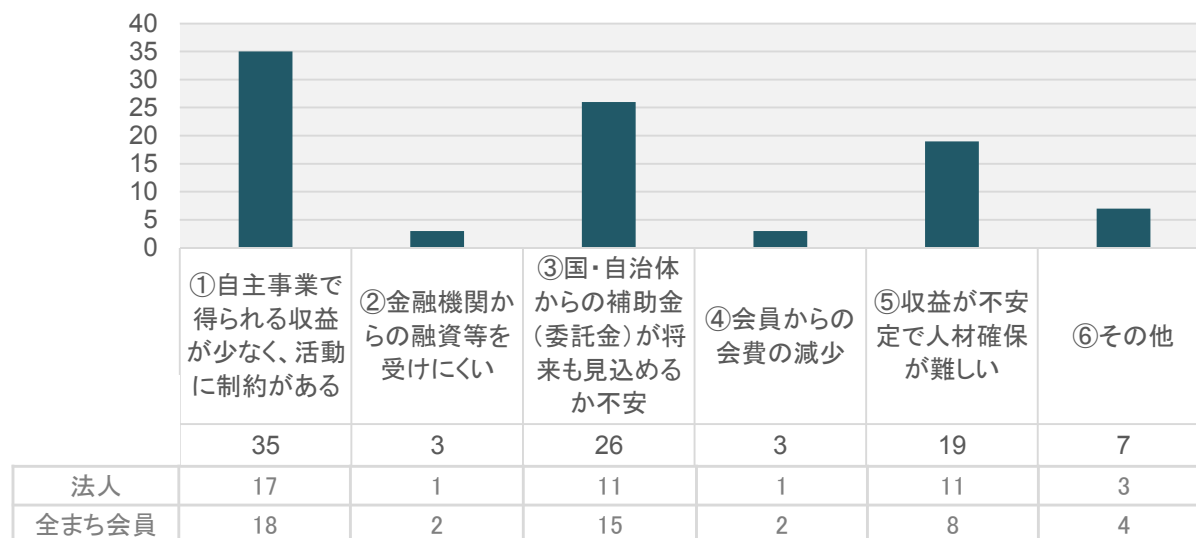


主たる財源は、各社の自主事業や国・自治体からの補助金・委託金等で確保されていることが多い。

(その他の選択肢)
・地元商店街・企業等からの事業費負担金、ファンドの利用、融資等

3. 財源確保面で課題となっていること

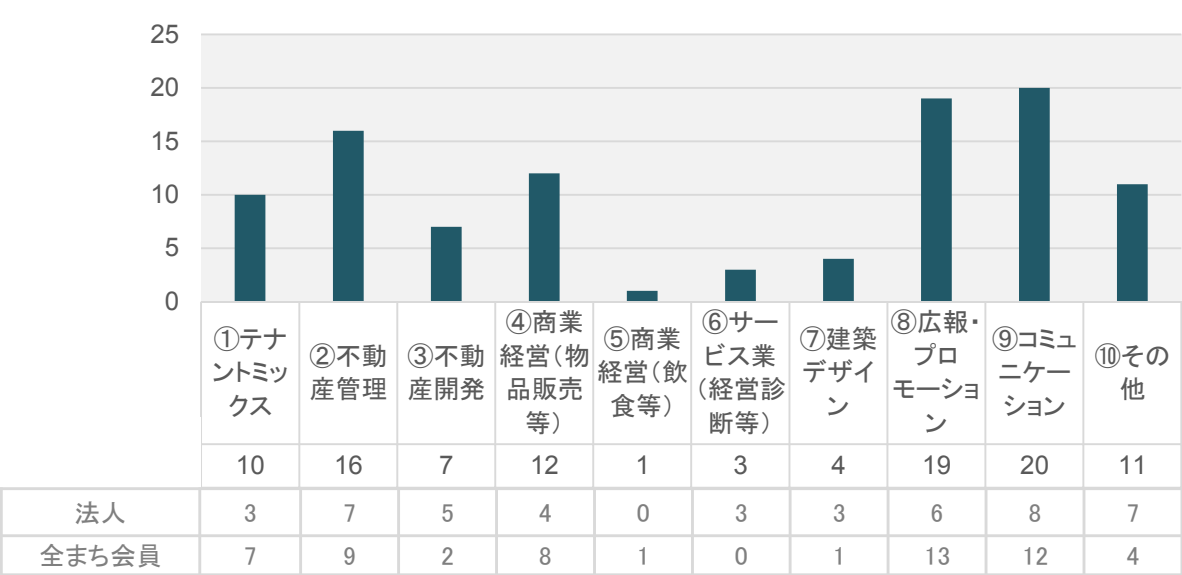
※ 選択肢のうち3つまで選択可
回答のあった団体数 50 回答選択肢数 93



多くの団体から、「自主事業で得られる収益が少なく、活動に制約がある」という声が聞こえた。活発な活動のためにも、自主事業による収益性確保が課題である。

(その他の選択肢)
・現状では一定の財源を確保しているが、新規事業の確立による新たな財源確保の検討が課題となっている。
・地元商店街・企業等からの資金調達が困難である。
・戦略的なリニューアルへの設備投資及び老朽化する施設の大規模修繕への財源確保。
・エリアマネジメント活動の評価が難しく、将来に渡って業務委託費が得られる担保がない。等

4. 貴団体の職員が持つ職能（専門としている技能や取得している資格等）

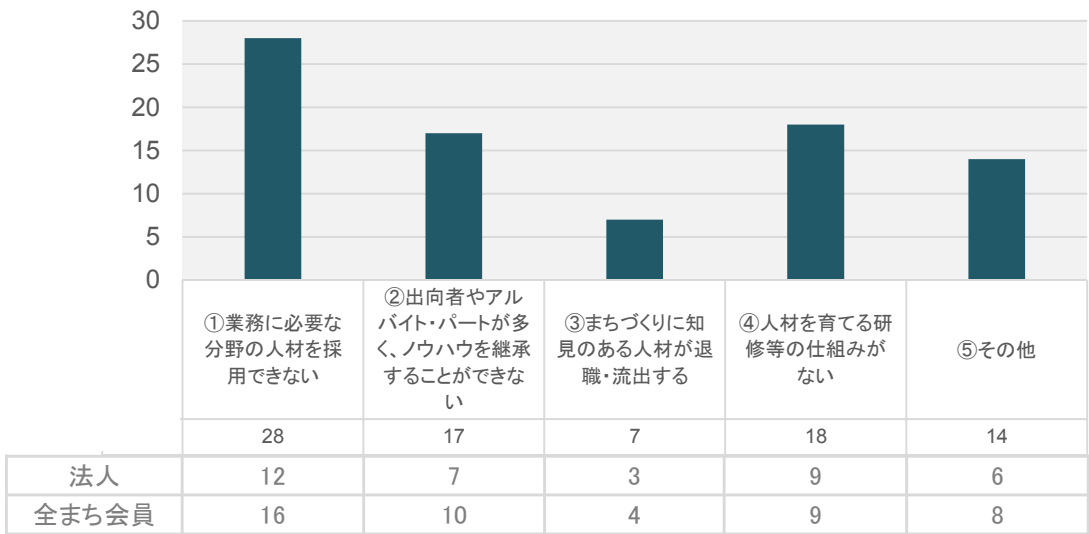


※ 選択肢のうち3つまで選択可
回答のあった団体数 50 回答選択肢数 103

テナントミックスや不動産管理などの事業実施のために必要な能力以外にも、広報・プロモーションやコミュニケーション能力を有している人材も多くいる。

- (その他の選択肢)
- ・アーティストとしての専門知識と技術
 - ・観光業
 - ・一般事務全般
 - ・都市計画, 都市デザイン
 - ・土木施工管理 等

5. 人材確保面で課題となっていること

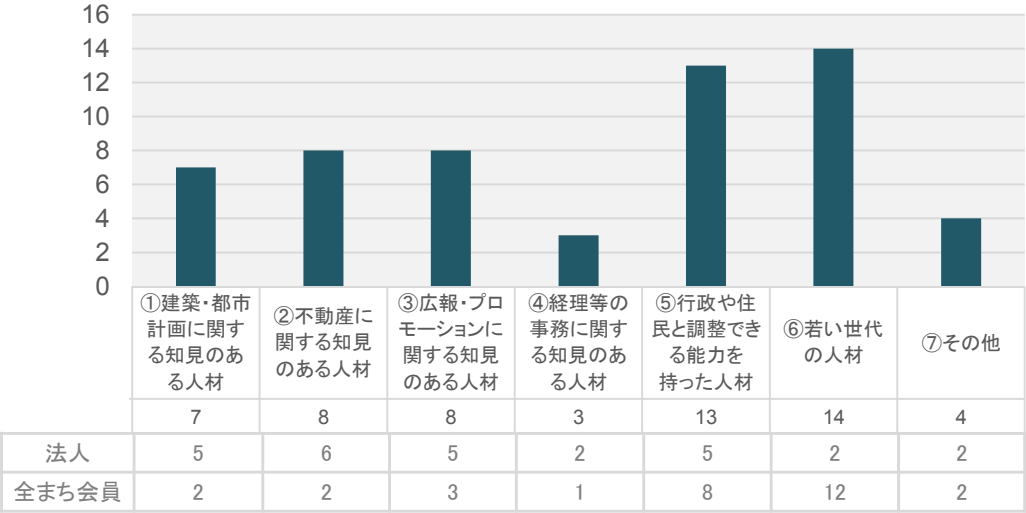


※ 選択肢のうち3つまで選択可
回答のあった団体数 49 回答選択肢数 84

多くの団体から、「業務に必要な分野の人材を採用できない」という声が聞こえた。人件費の捻出が難しいため、安定した雇用や才能をもった人材の雇用に課題を抱えている。

- (その他の選択肢)
- ・長く続くスタッフが少ない、あるいは、長く続けさせられない。
 - ・新たな人材を確保するための収益の増加及び新規収益事業の見込みがない。 等

6. 課題となっている「業務に必要な人材」とは

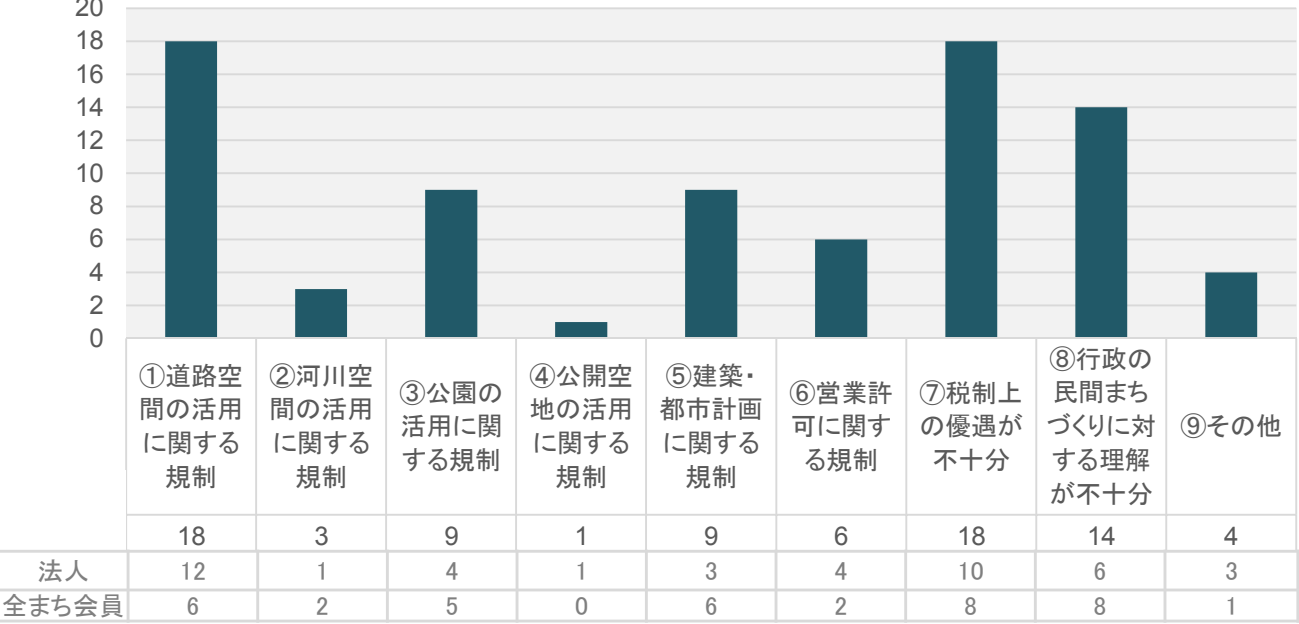


※ 選択肢のうち3つまで選択可
回答のあった団体数 29 回答選択肢数 57

団体と地域の橋渡し役となる行政や住民と調整できる能力を持った人材及び、若い人材が多く求められている。

- (その他の選択肢)
- ・マーケティング、地域経済に関する専門知識を持った人材
 - ・音響等専門的知識を持つ人材
 - ・産業創発支援等、ビジネス分野に関する取組みを企画・推進できる人材 等

7. 法制度面で課題となっていること



※ 選択肢のうち3つまで選択可
回答のあった団体数 43 回答選択肢数 82

「道路空間の活用に関する規制」と「税制上の優遇が不十分」という声が多く聞こえた。

- (その他の選択肢)
- ・土地の低未利用に対するディスインセンティブが必要
 - ・道路空間の活用に関して警察、保健所との調整が課題
 - ・分担金の使途拡大
 - ・屋外広告物に関する規制、交通管理上の手続き 等

事業実施上課題となっていること

財源の確保

- ・ 自主財源の確保、人件費の捻出、収益性の向上

空きストックの情報収集・活用

- ・ 空きスペースのテナント誘致、利活用
- ・ ストック情報の収集

合意形成

- ・ 交通管理者等の公共や関係団体との協議
- ・ 地域の合意形成、まちづくりへの参加意欲向上

人材・ノウハウの不足

- ・ 人材不足、理事のなり手不足
- ・ スキルやノウハウの不足

エリアマネジメントの進展

- ・ エリマネの認知度向上、分担金の使途拡大

等

国や自治体に対して求めたい支援

補助金等の支援

- ・ 空き店舗改修や公共空間活用への支援、人件費補助、社会実験の支援
- ・ 使いやすい補助金、税制優遇措置、融資制度

都市のプランと政策

- ・ 都市経営の具体的なプラン、地域の事象が反映されやすい政策

規制緩和・手続の効率化

- ・ 道路使用における規制緩和、景観規制の緩和
- ・ 自治体による独自制限の緩和
- ・ 許認可のワンストップ化

人材支援

- ・ 専門知識、手続に関するサポート
- ・ 専門的知見を有するアドバイザー等の派遣

エリアマネジメントの環境整備

- ・ エリアマネジメント団体への税制優遇、BID制度の導入等